

三重県の専門家派遣事業概要

三重県産業支援センターでは、県内の中小企業者等が抱える経営に関する悩み、課題などについて専門的な知識、経験等を有する専門家を派遣します。

1. 対象となる企業

三重県内に主たる事務所、事業所を有する中小企業法第2条に規定する中小企業者等で、経営改革などを行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等が対象となります。

2. 申込みについて

専門家派遣を希望する中小企業者等は、公益財団法人三重県産業支援センター、[専門家派遣実施要領](#)を熟読のうえ、[専門家派遣申請書](#)を当センター専門家派遣担当まで提出してください。

なお、専門家の派遣は、一つの経営課題につき5回以内で、派遣にかかる経費（一部助成あり）を自己負担していただきます。申請書の内容についてヒアリングを実施したうえで、専門家派遣の適否を決定します。

- [専門家派遣事業実施要領](#)
 - [専門家派遣申請書](#)
-

3. 派遣する専門家

派遣する専門家は、当センターに登録されている専門家となります。ご希望の専門家を[専門家登録リスト](#)から選んでください。どの専門家が良いかわからない場合は、当センターが経営課題に適した専門家を紹介しますのでお気軽に相談してください。

4. 経費負担について

派遣専門家への報酬（謝金と交通費等）を一部負担していただきます。具体的には、**派遣1回につき謝金30,000円と、当センターの規定により計算した交通費等の合計額から当センターの助成額（原則2分の1 限度額有り）を差し引いた額を自己負担していただきます。**

5. その他

- [専門家登録申請をご希望の方はこちら](#)
 - [専門家派遣報告書様式](#)
-

問い合わせ先

公益財団法人三重県産業支援センター
地域産業創造課
電話番号:059-228-3585
メールアドレス:senmon@miesc.or.jp
